

村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例（案）

【逐条解説】

通称「なさけ鮭・酒・人情 村上市乾杯条例」（案）

平成29年2月

村上市議会

第1編 条例制定検討の経緯

1 条例制定が求められた背景

日本は人口減少時代に突入しており、とりわけ本市においては、昭和30年の94,284人をピークに減少し続け、県内市町村の中でも人口減少の進行が早い状況にあり、平成52年には41,073人となり、平成27年の3分の2程度になると推計されている。また、生産年齢人口、年少人口もともに減少を続けており、老年人口は増加しているが、平成32年をピークに減少に転じると推計されている。人口減少がそのまま続けば、地域経済の縮小や小規模な町内・集落の機能の低下など市の活力が失われていくことが懸念されている。

このような状況の中、市では、「村上市総合戦略」を定め、少しでも早く効果的な対策を講じて、人口減少に歯止めをかけ、市を活性化していくこととして、地元食材の全国出前事業補助金・地元食材商談会の開催や観光プロモーションの展開、産業支援プログラム等・創業支援事業計画の策定、村上牛生産振興対策事業、団体バス運行費の補助事業など、積極的な取り組みが行われているが、一方、そのような中、伝統産業である清酒による乾杯を推進し地域産業を振興しようと、京都市で平成25年に日本で初めてとなる清酒の普及の促進に関する条例、いわゆる「乾杯条例」が制定され、低コストでアピール効果が大きい取り組みであるとの評価を得て、以来、全国の自治体で同趣旨の条例が急速に広まっていくこととなった。特に初期の条例では、「日本酒」に限定したものが多かったが、その後、地酒ということで、ワインやビール並びに焼酎なども含めたものとなり、最近では、アルコール飲料だけではなく、ジュースや牛乳、お茶などでの乾杯や、酒器に地場産のものをを使うことなど、広がりを見せている。

新潟県においても、平成26年に長岡市、次いで上越市で、さらに平成28年には五泉市でそれぞれ条例が制定され、特に長岡市では、米百俵のイベントと併せ、長岡酒の陣が行われ、年々、市民、業界、団体等からの積極的な参加を得て盛大な賑わいを見せ、情報発信が行われているところであり、本市においても、積極的な取り組みが求められている状況にあった。

2 条例案の検討

平成 27 年 7 月 21 日、大洋酒造、宮尾酒造、市議会議長により、乾杯条例設置に向けた意向の確認と条例制定の目指すところの共有として、「三方よしの精神」売り手よし・買い手よし・世間よしをもって、日本酒の消費拡大に留まらないことを確認する。

平成 27 年 8 月 18 日、会派代表者会議で検討方法の協議を行った結果、議会運営委員会で検討することとされた。

平成 27 年 8 月 25 日、議会運営委員会で検討方法の協議を行い、乾杯条例検討プロジェクト会議を設置し検討することとし、委員を各会派からの選出により 8 名とすることとした。

平成 27 年 9 月 8 日、会派代表者会議で、乾杯条例検討プロジェクト会議の委員 8 名を各会派から選出することの了承を得る。

平成 28 年 1 月 20 日、乾杯条例検討プロジェクト会議委員により、長岡市議会に先進地視察を行い、新潟県内初となった乾杯条例の取組み経緯と条例が実効性をもって広がってきていることの説明を受けるとともに、日本食がユネスコに登録されたところであり、機を逃さずに、村上市においては、そういった地域の特色を生かした取組みをされてはとの示唆を受ける。

平成 28 年 3 月 18 日、議会全員協議会において、議会運営委員長から、取組みの報告として、今回、具体的な検討を行うところまではいかなかったものであるが、視察内容などを踏まえて、改選後の次の議会においても、引き続き検討を行っていくべきであり、やはり、村上の持つ様々な地域資源、伝統、特に、全国銘柄ともなっているお酒、同じく魚のサケ、そして、人情の情け、伝統の堆朱、大祭などなど、生産業、観光業、飲食業などと連携しながら、村上市の活性化のために、この乾杯条例がそのきっかけとなり、さまざまな方からの参加ができるよう、推進していくべきと考えるものであるとの報告がされた。

平成 28 年 5 月 30 日、改選後の新議会としても乾杯条例検討プロジェクト会議により検討を行うこととし、議会運営委員長から、各会派から改めて委員の選出を依頼する。

平成 28 年 7 月 19 日、第 1 回乾杯条例検討プロジェクト会議を開催し、座長の選出を行い今後の推進検討方法について協議する。

平成 28 年 8 月 9 日、第 2 回乾杯条例検討プロジェクト会議を開催し、乾杯条例制定の趣旨について確認を行うとともに推進検討方法について協議する。

平成 28 年 8 月 26 日、第 3 回乾杯条例検討プロジェクト会議を開催し、関係団体、業界等との意見交換先などについて、及び先進地視察等について協議を行う。

平成 28 年 10 月 17 日、山形県米沢市及び天童市へ乾杯条例についての先進地視察を行う。

平成 28 年 11 月 15 日、第 4 回乾杯条例検討プロジェクト会議を開催し、関係団体、業界等との意見交換先及び担当委員について協議を行う。

平成 28 年 12 月 2 日、第 5 回乾杯条例検討プロジェクト会議を開催し、意見交換の実施について協議を行う。

平成 28 年 12 月 7 日～20 日、各担当委員が出向いて、関係団体、業界等との意見交換を行うとともに、意見交換会実施希望日について伺う。

平成 28 年 12 月 22 日、第 6 回乾杯条例検討プロジェクト会議を開催し、意見交換先との訪問結果について及び意見交換会の開催について協議を行う。

平成 29 年 1 月 27 日、乾杯条例検討意見交換会を開催し、関係団体・機関・関係者等との意見交換を行い、条例案への質疑、ご意見等をいただくとともに、それらを踏まえた本プロジェクト会議としての条例案をまとめる。

平成 29 年 2 月 7 日、議会運営委員会で乾杯条例検討プロジェクト会議座長から検討結果として条例案の報告を行う。また、今後の予定として、パブリックコメントによりいただいた意見・要望等を考慮して条例案を取りまとめ、平成 29 年第 1 回定例会に提案することとする。

平成 29 年 2 月 14 日、議会運営委員会で条例案の文言の整理を行い、パブリックコメントに載せることとする。

第2編 逐条解説

第1条

(目的)

第1条 この条例は、本市で製造される地酒等による乾杯の習慣を広めることにより、地酒等及び農林水産物、郷土料理、物産等の市内で生産、加工又は調理されたものなどの地域資源を生かした食文化(以下「村上の食文化」という。)を振興し、もって本市の地域経済の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定する内容を総括的に示すとともに、本条例の目的を明らかにし、併せて、本条例を解釈し運用する場合の指針を与えるものである。

【解説】

- 1 本条例は、本市で製造される地酒等による乾杯の習慣を広めることによって、村上の食文化を振興し、もって本市の地域経済の発展に寄与することを目的としている。
- 2 村上の食文化とは、地酒等及び農林水産物、郷土料理、物産等の市内で生産、加工又は調理されたものなどを地域資源としてとらえ、それらを生かした食文化を指している。

第2条

(定義)

第2条 この条例において「地酒等」とは、日本酒、ワイン、どぶろく、村上茶、山ぶどうジュース等本市で製造される飲料をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語の定義を行い、用語に対する解釈の統一を図ったものである。

【解説】

- 1 「地酒等」とは、日本酒、ワイン、どぶろく等のアルコール飲料のほか、村上茶、山ぶどうジュース等のいわゆるノンアルコール飲料も含め、市内で製造されるもののことを指している。

第3条

(市の役割)

第3条 市は、地酒等による乾杯を推進することにより、村上の食文化の振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 市は、市勢発展のため産業振興や観光振興並びに物産振興などを広く担っているが、地酒等による乾杯を推進することをきっかけとして、その原材料だけでなく、それに関わる農林水産物、郷土料理、物産等の市内での生産、加工、販売などが促進されるわけであり、市の地域経済の発展に寄与することが期待される。また、同時に食についても村上の食文化として振興することにより産業振興や観光振興に寄与するだけでなく、特色ある食文化の伝統として継承することや発展させていくことにつながるものである。なお、そのためには、市は多くの事業を総合的に関連付けて実施する必要があることから、「市の役割」は努力義務となっている。
- 2 地酒等による乾杯を推進するとは、キャンペーンや県内外で開催される各種イベント等でのPR活動などを通じて、村上市の地酒等で乾杯したいと思う雰囲気醸成し、地酒等で乾杯できる環境を整備するための取組みを進めることである。
- 3 村上の食文化の振興に関し必要な措置を講ずるとは、市内で生産、加工又は調理された地酒等及び農林水産物、郷土料理、物産等を本市の地域資源ととらえ、これを生かした食文化を「村上の食文化」としてはっきりと位置付け、その理解、普及、浸透を図ることが同時に本市の関連産業の振興につながるのみならず、日本食の中での特色ある村上の食文化を継続し、発展させていくことへの誇りにつながることを期待されることから、幅広く、さまざまな場面をとらえて取組みを進めるものである。

第4条

(議員の役割)

第4条 本市の議会の議員(以下「議員」という。)は、自らが参加する会食等の乾杯において積極的に村上の地酒等を用いるよう努めるとともに、市民等に対して呼びかけるなど、地酒等による乾杯を推進し村上の食文化の振興及び情報発信に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本市議会の議員の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 議員は、本条例の理解、普及、浸透のために、会食等においては積極的に村上の地酒等を用いるよう努めることとし、その呼びかけなどを行いながら、その情報発信に努めるものとして、市民であるとともに議員としての役割を努力義務としている。

第5条

(事業者の役割)

第5条 地酒等を製造し、販売し、又は提供する事業者(以下「事業者」という。)は、地酒等による乾杯の推進に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力し、村上の食文化の振興に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、事業者(市内で地酒等を製造し、販売し、又は提供する者)の役割を定めたものである。

【解 説】

- 1 事業者とは、市内で地酒等を製造する酒造業者のほか、小売店、旅館、飲食店など、市内の個人事業主・企業・団体のことである。
- 2 他の事業者とは、第1条の農林水産物、郷土料理、物産等の市内で生産、加工又は調理を行う市内の個人事業主・企業・団体のほか、産業振興、観光振興、物産振興などに関わる組織団体のことである。

第6条

(市民の協力)

第6条 市民は、市及び事業者が行う地酒等による乾杯を推進する取組及び村上の食文化を振興する取組に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、市民の協力について定めたものである。

【解 説】

- 1 本条は、直接市民に対して、地酒等による乾杯を推進する取組及び村上の食文化を振興する取組に協力するよう求めているものであるが、第7条にある通り、本来、お酒を飲むか飲まないか、何を飲むかは個人の自由であり、個人の嗜好や個人の意思が尊重されるべきものであるため、村上の食文化の振興と併せ、「市民の協力」は努力義務となっている。

第7条

(嗜好等への配慮)

第7条 市、議員、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

【趣 旨】

本条は、運用上の配慮について定めたものである。

【解 説】

1 本来、お酒を飲むか飲まないか、何を飲むかは個人の自由である。

また、飲酒が原因で様々な問題が発生していることも事実であるため、この条例では、地酒等による乾杯を推進するだけでなく、個人の嗜好や個人の意思を尊重し、飲酒の強要などが無いよう、また、個人の嗜好にあわせて楽しく乾杯が行われるよう呼びかけるものである。

第8条

(食品廃棄物の削減)

第8条 事業者及び市民は、食べられるのに捨てられてしまう食品の削減のため、宴席、会食等においては、残さず食べるよう、しっかり食べきるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、食品廃棄物の削減について定めたものである。

【解 説】

1 食品廃棄物の削減は、いわゆる食品ロスをなくす取組みのことである。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすことは、残飯の片付けやごみ処理経費の削減につながるだけでなく、資源を大切にするとともに生産者や提供者への感謝の心、ひいては自然への畏敬や、地域を大切に作る心の醸成につながるため、適量の注文や、小分けでの提供、宴会の場での食べ残しを減らす呼びかけなどを行うことにより食品廃棄物を減らそうというものである。なお、食品廃棄物の削減は国においてもその取組みを始めたところであり、なお、持ち帰りの仕方など、具体的な取り組み方について検討される必要があることから、「食品廃棄物の削減」は努力義務となっている。